平成26年2月13日

各 位

会社名　　株式会社ベクトル
代表者名　　代表取締役　西江　肇司
（コード番号：6058　東証マザーズ）
問い合わせ先　　執行役員　山本　高太郎
電話番号　　03－5572－6080

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 16 日の取締役会決議に基づき当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して、有償にて発行する新株予約権の発行内容のうち、未定となっていた事項が本日確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権の割当対象者、人数及び割当数

当社の取締役	3 名	1,810 個（181,000 株）
当社の執行役員	1 名	130 個（ 13,000 株）
当社子会社の取締役	4 名	800 個（ 80,000 株）
当社及び当社子会社の従業員	14 名	760 個（ 76,000 株）

２．新株予約権の総数

3,500 個

３．新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　350,000 株

４．少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本日開催の取締役会において、当社の代表取締役である西江肇司に対し、新株予約権 840 個の割当を行うことを決議いたしました。西江肇司は当社の議決権の過半数を保有しており、株式会社東京証券取引所が定める「支配株主との重要な取引等」に該当いたします。

この点に関し、本日の取締役会にて、支配株主と利害関係のない社外監査役高橋理一郎及び濱中賢司 2 名が、次のとおり、少数株主に不利益なものでない旨意見表明をしております。

本件新株予約権の発行は、以下の点等を総合的に勘案し、少数株主にとって不利益なものとなるところは認められない。

（１）支配株主であり代表取締役である西江肇司氏の職責が当社の業績の向上にあることは明らかであること

（２）本件新株予約権の付与が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として発行されるものであること

（３）本件新株予約権の発行によって、むしろ同新株予約権行使後の支配株主である西江肇司氏の持株比率が低下することになること

（４）本件新株予約権の発行価額は、第三者評価機関であるプルータス・コンサルティングが一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき決定されていることから、価格の公正さが確保されていることが認められること

（５）本件新株予約権の発行の内容は一般的でありかつ発行手続きにも指摘すべき事項も認められないこと

（６）本件新株予約権の発行は、当社の企業価値の向上に資するとともに、結果として少数株主を含めた全株主の利益の拡大につながるものであること

〔ご参考〕

本件新株予約権発行にかかる取締役会決議日　平成 26 年 1 月 16 日

以上